



# 三重県公報

令和3年9月21日 (火)

第 245 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
585	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
586	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定の辞退	( 同 )	2
587	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	(治山林道課)	2
588	構造計算適合性判定を行わせないこととした指定構造計算適合性判定機関	(建築開発課)	3
<b>海 調 委 告 示</b>			
6	三重海区におけるふぐはえなわ漁業についての指示	(海区漁業調整委員会)	3
<b>公 告</b>			
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による鳥獣捕獲等事業の有効期間の更新を行った旨	(獣害対策課)	4
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	4

告 示

**三重県告示第 585 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 3 年 9 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	スギ薬局 嬉野東店	松阪市嬉野中川新町四丁目 187 番地		薬局	令和 3 年 9 月 1 日
薬局	ホリ薬局	鈴鹿市中江島町 20-15		薬局	令和 3 年 8 月 1 日
薬局	キョーワ薬局 四日市店	四日市市久保田 1 丁目 3 番地 11 号		薬局	令和 3 年 8 月 1 日
薬局	キョーワ薬局 四日市西店	四日市市高角町 696 番地 1 号		薬局	令和 3 年 8 月 1 日
薬局	キョーワ薬局 生桑店	四日市市生桑町 1642 番地 97		薬局	令和 3 年 8 月 1 日
薬局	キョーワ薬局 西浦店	四日市市西浦 1 丁目 2 番地 7-2		薬局	令和 3 年 8 月 1 日
薬局	キョーワ薬局 いなべ店	いなべ市北勢町阿下喜 1007 番地		薬局	令和 3 年 8 月 1 日
薬局	キョーワ薬局 菰野店	三重郡菰野町潤田字春日 2105 番地 1 号		薬局	令和 3 年 8 月 1 日
薬局	ゆめがおか薬局	伊賀市ゆめが丘 4 丁目 2-14		薬局	令和 3 年 9 月 1 日
薬局	セイムス松阪船江薬局	松阪市船江町 554-2		薬局	令和 3 年 9 月 1 日

**三重県告示第 586 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退がありました。

令和 3 年 9 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	辞 退 年 月 日
病院	市立四日市病院	四日市市芝田二丁目 2 番 37 号	形成外科	形成外科	令和 3 年 7 月 31 日

**三重県告示第 587 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 3 年 9 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 解除予定保安林の所在場所  
伊賀市奥馬野字下馬野 47 番 26、47 番 27
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

**三重県告示第 588 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 35 の 20 第 1 項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定（以下「判定」といいます。）の全部を行わせないこととしましたので、同条第 2 項の規定により公示します。

令和 3 年 9 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

機関の名称	機関の住所	業務区域	業務を行う事務所の所在地	行わせないこととした判定の業務	委任の解除日
株式会社国際確認検査センター	東京都中央区京橋二丁目 8 番 7 号	三重県全域	東京都中央区京橋二丁目 8 番 2 号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（株式会社国際確認検査センターの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物 2 県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物	令和 3 年 9 月 30 日

**海 調 委 告 示**

**三重海区漁業調整委員会告示第 6 号**

三重県海面におけるふぐはえなわ漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和 3 年 9 月 21 日

三重海区漁業調整委員会会長 浅 井 利 一

1 禁止漁具

浮きはえなわ漁具、松葉はえなわ漁具及びたてなわ漁具。ただし、浮きはえなわ漁具及びたてなわ漁具については、志摩市阿児町志島と同市大王町畔名境界から基点 1（北緯 34 度 18 分 01 秒 東経 136 度 58 分 08 秒（経緯度数値については世界測地系によります。））を結んだ線と基点 1 より 118 度 00 分（真方位）に延長した線より以南の海域を除くものとします。

なお、基点 1 の日本測地系による経緯度数値は、北緯 34 度 17 分 49 秒 東経 136 度 58 分 19 秒です。

2 操業禁止期間

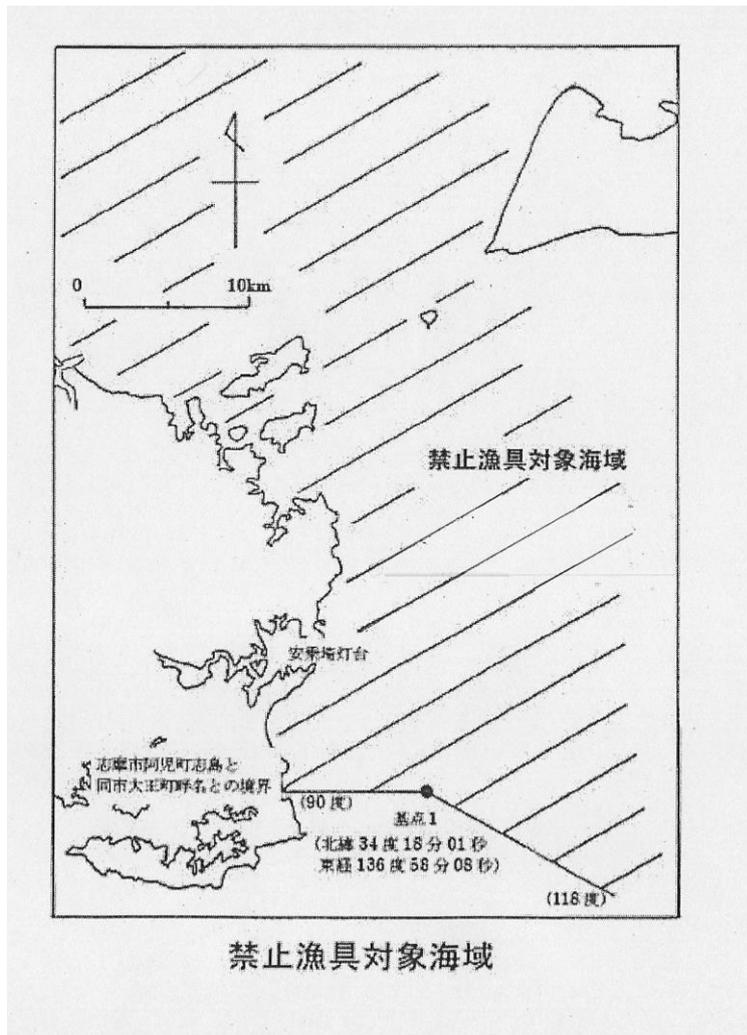
3 月 1 日から 9 月 30 日まで

3 採捕禁止の対象

600 グラム未満のトラフグ

4 指示の有効期間

令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで



公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 18 条の 8 第 2 項の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業の有効期間の更新を行いましたので、同条第 6 項で準用する同法第 18 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 3 年 9 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 更新後の有効期間  
令和 6 年 8 月 30 日
- 2 鳥獣捕獲等事業者の名称等
  - (1) 名称  
一般社団法人 三重県猟友会
  - (2) 住所  
三重県津市桜橋 1 丁目 104 番地
  - (3) 代表者の氏名  
松岡 繁

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 3 年 9 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和3年 9月10日	いなべ市北勢町其原字下新田 836-1 の一部ほか1筆 【第一工区】	神奈川県川崎市川崎区日進町 1-14 昭和電線ケーブルシステム株式会社 取締役社長 川瀬 幸雄

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---